

平成30年

第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成30年 第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月20日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
広域連合長の挨拶	9
日程第4 議案第1号から議案第10号及び報告第1号 上程及び提案理由説明	10
日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問 〔議案第1号から議案第10号及び報告第1号まで〕	11
日程第6 上程議案に対する討論及び表決 〔議案第1号から議案第10号及び報告第1号まで〕	12
日程第7 閉会中所管事務調査について	14
閉会宣告	15
会議録署名	16
参考資料 議案等審議結果一覧表	17
上程議案等	19



平成 30 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年2月7日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

- 1 日 時 平成30年2月20日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市議会臨時庁舎

以 上

議員出席表

平成30年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月20日
1	村田進洋	○
2	飛田謙一	/
3	海老原一郎	○
4	並木寛	/
5	岡野孝男	○
6	中田松雄	○
7	寺田寿夫	○
8	須藤豊次	○
9	遠藤正信	○
10	川又照雄	○
11	大森要二	○
12	今井路江	○
13	菅井信	○
14	染谷和博	○
15	市川圭一	/
16	塩田尚	○
17	深谷寿一	○
18	根崎彰	○
19	飯島康弘	○
20	市川和代	○
21	秋山信夫	○
22	古川洋一	○

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月20日
23	金澤良司	○
24	風見好文	/
25	高野貴世志	/
26	小松崎誠	○
27	飯島重男	/
28	小野田トシ子	○
29	大原功坪	/
30	入江晃	○
31	染谷礼子	○
32	市村文男	/
33	福田茂	○
34	今村和章	○
35	杉山清	/
36	岡崎悟	/
37	鈴木陸郎	○
38	山崎幸子	○
39	川畑秀慈	○
40	諸岡周示	/
41	大久保武	○
42	樋下周一郎	○
43	飯田進	○
44	五十嵐辰雄	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷	隆亮（大洗町長）
事務局長	松本	敏明
監査委員	小沼	均
事務局次長兼会計管理者	鈴木	泰浩
総務企画課長	長谷川	貴弘
事業課長	寺門	勝広

議会事務局職員出席者

議会事務局長	大谷	浩之
書記	鬼沢	知輝

提 出 議 案 一 覧

- 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第3号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 訴えの提起について
- 議案第7号 訴えの提起について
- 議案第8号 権利の放棄について
- 議案第9号 権利の放棄について
- 議案第10号 訴訟上の和解について
- 報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解）



議 事 日 程

2 月 2 0 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 30 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成30年 2月20日（火）

午後 2 時開議

開会宣言

諸般の報告

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 3 号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号 訴えの提起について
議案第 7 号 訴えの提起について
議案第 8 号 権利の放棄について
議案第 9 号 権利の放棄について
議案第10号 訴訟上の和解について
報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解）
- 日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問
【議案第 1 号から議案第10号及び報告第 1 号まで】
- 日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決
【議案第 1 号から議案第10号及び報告第 1 号まで】

日程第 7 閉会中書館事務調査について
閉会宣言

午後 2 時 0 0 分

開会宣言

○議長（村田進洋君） 御苦労さまでございます。

それでは、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 33 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村田進洋君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

茨城町議会選出の海老澤忠議員、ひたちなか市議会議員選出の武藤猛議員、潮来市議会選出の沼里真一郎議員から、一身上の都合により辞職をしたいとの旨の願いが出されたため、議長においてこれを許可いたしました。

これより、各市町村において広域連合議会補欠選挙がとり行われ、平成 29 年 12 月 7 日に、茨城町町議会の福田茂議員、12 月 15 日に、ひたちなか市議会の深谷寿一議員、平成 30 年 2 月 13 日に、潮来市議会の飯島康弘議員が当選されましたことを御報告申し上げます。

それでは、当選された方々から御挨拶をいただきます。

始めに、福田茂議員から御挨拶をお願いいたします。

福田議員。

○33番（福田茂君） 皆さんこんにちは。昨年 12 月に議長に就任いたしました茨城町の福田でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、深谷寿一議員から御挨拶をお願いいたします。

○17番（深谷寿一君） 皆さんこんにちは。ひたちなか市議会議員より選出されました深谷寿一です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

続きまして、飯島康弘議員から御挨拶をお願いいたします。

○19番（飯島康弘君） 皆さんこんにちは。潮来市議会選出の飯島康弘でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。御挨拶を終わらせていただきます。

日程第1 議席の指定について

○議長（村田進洋君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議場において、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（村田進洋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、6番中田松雄議員、7番寺田寿夫議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（村田進洋君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（村田進洋君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

【広域連合長 豊田稔 登壇】

○広域連合長（豊田稔君） 平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、皆様御存じのとおり、当広域連合は現在、被保険者数が約39万人、医療費が総額約3,200億円の規模となっております。今後も、高齢化の進展により被保険者が増加することが見込まれ、それに伴いまして医療費も増加していくことになると予想されます。

そうした状況の中で、当広域連合としては、医療費の伸びが過大とならないよう、積極的に保険事業や医療費適正化事業に取り組み、予防と健康づくりに努めているところでございます。

今回上程をいたします平成30年度当初予算案においても、新たに生活習慣病が重症化するのを予防する取り組みを提案させていただき、これまでの取り組みとあわせて積極的に取り組んでまいる所存でございます。

また、こうした取り組みは、被保険者の皆さん方の負担を抑えることにもつながります。同じく上程議案であります平成30年、31年度の保険料率につきましても、基金の取り崩しなどを行い、現行のまま据え置く方針でご提案させていただいておりますが、今後とも、予防と健康づくりに積極的に取り組み、医療費の伸びを少しでも抑えて、被保険者の皆さん方の負担が重くならないようにしていきたいと考えております。

本日は、保険料率改定を含む条例改正1件を初め、平成30年度予算、第三者行為に伴う損害賠償請求権に関連する議案など、重要案件について御審議をいただくことになっております。何とぞよろしくごお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

-
- 日程第4 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第3号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 訴えの提起について
- 議案第7号 訴えの提起について
- 議案第8号 権利の放棄について
- 議案第9号 権利の放棄について
- 議案第10号 訴訟上の和解について
- 報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解）

○議長（村田進洋君） 次に、日程第4、議案第1号から報告第1号、以上11件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なし認めます。よって、議案第1号から報告第1号、以上11件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの11件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合会長豊田稔君。

○広域連合長（豊田稔君） 平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会に当たり、提案理由の説明を申し述べます。

議案第1号、後期高齢者医療に関する条例につきましては、平成30年度及び平成31

年度の保険料率を定めるとともに、国の制度改正に伴い、賦課限度額の改正など所要の改正を行うものでございます。

議案第2号、平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,821万7,000円とするものでございます。

議案第3号、平成30年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,235億5,196万9,000円とするものでございます。

議案第4号、平成29年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額の総額から歳入歳出それぞれ4,060万6,000円を減額するものでございます。

議案第5号、平成29年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億6,255万6,000円を追加するものでございます。

議案第6号並びに議案第7号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償金を請求する相手方に対し訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号並びに議案第9号、権利の放棄につきましては、第三者行為による損害賠償請求権について、破産法の規定により徴収不能となるため、権利の放棄をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号、訴訟上の和解につきましては、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第1号、専決処分の報告でありますが、こちらにつきましては、地方自治法の規定に基づき、議会招集の時間的な余裕がなかったことから、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて専決処分を行ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し述べるものであります。ありがとうございました。

○議長（村田進洋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（村田進洋君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（村田進洋君） 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。総員起立。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 9 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより報告第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第 1 号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田進洋君） 総員起立。よって、報告第 1 号は原案のとおり承認することと決しました。

○議長（村田進洋君） 次に日程第7、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決することに決定したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（村田進洋君） それでは、以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 村 田 進 洋

6 番 中 田 松 雄

7 番 寺 田 寿 夫



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第2号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第3号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第4号	平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第5号	平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第6号	訴えの提起について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第7号	訴えの提起について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第8号	権利の放棄について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
議案第9号	権利の放棄について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	

議案第10号	訴訟上の和解について	H30. 2. 20	原案可決
		H30. 2. 20	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解)	H30. 2. 20	承認
		H30. 2. 20	



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 2 月 20 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 58 年法律第 80 号）第 104 条第 3 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 3 項の規定により、平成 30 年度及び平成 31 年度の後期高齢者医療制度の保険料率を定めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 9 条中「平成 28 年度及び平成 29 年度」を「平成 30 年度及び平成 31 年度」に改める。

第 10 条中「57 万円」を「62 万円」に改める。

第 12 条中 1 項第 1 号イ中「第 93 条、第 96 条及び第 98 条」を「第 93 条第 1 項及び第 2 項、第 96 条並びに第 98 条」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「27 万円」を「27 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改める。

第 21 条中「及び次条」を削り、「被保険者」の次に「及び法第 55 条又は法第 55 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第 22 条中「第 55 条」の次に「又は法第 55 条の 2」を加える。

附則第 4 条（見出しを含む。）中「平成 28 年度及び」及び「平成 28 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 5 条から第 7 条までに規定する基準に従い、」を削り、「附則第 7 条から第 9 条」を「附則第 5 条から第 7 条」に、「従い、」を「従い」に改め、「とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」」を削る。

附則第 5 条を削り、附則第 6 条第 1 項及び第 2 項（見出しを含む。）中「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に改め、同条を附則第 5 条とし、附則第 7 条を削り、附則第 8 条を附則第 6 条とし、附則第 9 条を附則第 7 条とする。

附則第 10 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、「第 11 条」を「第 9 条」に改め、同条を附則第 8 条とし、附則第 11 条を附則第 9 条とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第2号

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,118,217千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,114,354
	1 負担金	1,114,354
2 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		1,858
	1 預金利子	6
	2 雑収入	1,852
歳入合計		1,118,217

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		1,546
	1 議会費	1,546
2 総務費		262,775
	1 総務管理費	262,509
	2 選挙費	121
	3 監査委員費	145
3 民生費		851,895
	1 社会福祉費	851,895
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,118,217

一般会計

議案第 3 号

平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 323,551,969 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		56,281,591
	1 市 町 村 負 担 金	56,281,591
2 国 庫 支 出 金		107,623,038
	1 国 庫 負 担 金	77,957,205
	2 国 庫 補 助 金	29,665,833
3 県 支 出 金		26,934,332
	1 県 負 担 金	26,934,331
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		130,485,785
	1 支 払 基 金 交 付 金	130,485,785
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		102,036
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	102,036
6 財 産 収 入		246
	1 財 産 運 用 収 入	246
7 繰 入 金		1,576,642
	1 一 般 会 計 繰 入 金	851,895
	2 基 金 繰 入 金	724,747
8 繰 越 金		6
	1 繰 越 金	6
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1
10 諸 収 入		548,292
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	14,920
	3 雑 入	533,369
歳 入 合 計		323,551,969

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		901,989
	1 総 務 管 理 費	901,027
	2 賦 課 徴 収 費	962
2 保 険 給 付 費		321,724,920
	1 療 養 諸 費	307,507,433
	2 高 額 療 養 諸 費	13,048,037
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,169,450
3 県財政安定化基金拠出金		86,478
	1 県財政安定化基金拠出金	86,478
4 特別高額医療費共同事業拠出金		102,236
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	102,236
5 保 健 事 業 費		669,664
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	669,664
6 基 金 積 立 金		251
	1 基 金 積 立 金	251
7 公 債 費		1,056
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	1,055
8 諸 支 出 金		60,375
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	60,375
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	323,551,969

案第 4 号

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 40,606 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 907,539 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		941,223	△40,470	900,753
	1 負 担 金	941,223	△40,470	900,753
5 諸 収 入		1,653	△136	1,517
	1 預 金 利 子	14	△3	11
	2 雑 入	1,639	△133	1,506
歳 入 合 計		948,145	△40,606	907,539

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,750	△438	1,312
	1 議 会 費	1,750	△438	1,312
2 総 務 費		268,349	△22,928	245,421
	1 総 務 管 理 費	268,120	△22,928	245,192
3 民 生 費		676,045	△17,240	658,805
	1 社 会 福 祉 費	676,045	△17,240	658,805
歳 出 合 計		948,145	△40,606	907,539

一般会計

議案第 5 号

平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）

平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,862,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322,113,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 2 月 20 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		52,602,728	897,611	53,500,339
	1 市町村負担金	52,602,728	897,611	53,500,339
2 国庫支出金		104,852,828	585,047	105,437,875
	1 国庫負担金	75,554,997	395,673	75,950,670
	2 国庫補助金	29,297,831	189,374	29,487,205
3 県支出金		26,061,478	101,154	26,162,632
	1 県負担金	26,061,477	101,154	26,162,631
4 支払基金交付金		127,009,552	886,790	127,896,342
	1 支払基金交付金	127,009,552	886,790	127,896,342
6 財産収入		371	254	625
	1 財産運用収入	371	254	625
7 繰入金		2,677,331	△608,619	2,068,712
	1 一般会計繰入金	676,045	△17,240	658,805
	2 基金繰入金	2,001,286	△591,379	1,409,907
10 諸収入		480,082	319	480,401
	2 預金利子	14,058	319	14,377
歳 入 合 計		320,250,499	1,862,556	322,113,055

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		746,781	△24,652	722,129
	1 総務管理費	745,814	△24,682	721,132
	2 賦課徴収費	967	30	997
2 保険給付費		311,898,628	1,894,263	313,792,891
	1 療養諸費	297,794,993	1,905,513	299,700,506
	2 高額療養諸費	12,943,935	0	12,943,935
	3 その他医療給付費	1,159,700	△11,250	1,148,450
5 保健事業費		637,028	△25,900	611,128

後期高齢者医療特別会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 健康保持増進事業費	637,028	△25,900	611,128
6 基金積立金		286,834	254	287,088
	1 基金積立金	286,834	254	287,088
8 諸支出金		6,501,900	18,591	6,520,491
	1 償還金及び還付加算金	6,501,900	18,591	6,520,491
歳出	合計	320,250,499	1,862,556	322,113,055

議案第6号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

埼玉県川口市 個人

2 事件の要旨

- (1) 平成27年5月21日茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）は、道路を横断中、直進してきた相手方が運転する中型貨物自動車にはねられ、事故後意識不明の重体。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に損害賠償請求金18,349,284円を請求したが支払われなかった。よって、茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により水戸地方裁判所に提起する。
(ただし、被害者の治療が継続しているため今後請求額が増える見込みである。)

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第7号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県常総市 個人

2 事件の要旨

- (1) 平成27年11月20日茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）は、道路左側を歩行中、直進してきた相手方が運転する普通貨物自動車にはねられ、事故後意識不明の重体。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に損害賠償請求金4,967,131円を請求したが支払われなかった。よって、茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により水戸地方裁判所に提起する。
(ただし、被害者の治療が継続しているため今後請求額が増える見込みである。)

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第8号

権利の放棄について

別紙のとおり権利の放棄をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項による免責決定が確定され、徴収不能となるため権利を放棄するものである。

権利の放棄について

茨城県後期高齢者医療広域連合は、次の権利を放棄する。

1 放棄する権利の内容

第三者行為による損害賠償金

2 放棄する権利の相手方

茨城県日立市 個人

3 放棄する債権額

600,000円

4 放棄の理由

裁判所が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定による免責許可の決定を行い、確定したことにより、債権が徴収不能となったことから債権の整理を行うもの。

議案第9号

権利の放棄について

別紙のとおり権利の放棄をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項による免責決定が確定され、徴収不能となるため権利を放棄するものである。

権利の放棄について

茨城県後期高齢者医療広域連合は、次の権利を放棄する。

1 放棄する権利の内容

第三者行為による損害賠償金

2 放棄する権利の相手方

茨城県常総市 個人

3 放棄する債権額

5, 949, 070円

4 放棄の理由

裁判所が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定による免責許可の決定を行い、確定したことにより、債権が徴収不能となったことから債権の整理を行うもの。

議案第10号

訴訟上の和解について

別紙のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合が、訴えを提起した平成28年（ワ）第327号損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をしたいので、議会の議決を求めるものである。

訴訟上の和解について

1 事件名

水戸地方裁判所土浦支部 平成28年（ワ）第327号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

法定代理人親権者 父

法定代理人親権者 母

3 事件の要旨

被告が、茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）に対し、暴行を加え全治2か月の怪我を負わせた。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、5,134,150円を被告に請求したが、期日までに支払われなかったため、被告に対し損害賠償金5,134,150円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告らは、原告に対し、本件解決金として、連帯して2,000,000円の支払い義務があることを認める。
- (2) 被告らは原告に対し、連帯して、前項の金員のうち1,300,000円を本和解成立の日の翌月末日限り、原告の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告らの負担とする。
- (3) 被告らが前項の支払いを怠ったときは、被告らは、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する前項記載の期限の翌日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 原告は、被告らが第2項に基づく支払いをしたときは、被告らに対し、第1項の金員の残金の支払い義務を免除する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所土浦支部から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解しようとするものである。

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて（第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解）

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年2月20日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専決処分書

水戸地方裁判所平成28年（ワ）第568号損害賠償請求訴訟において、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年1月5日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 平成28年（ワ）第568号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が青信号の横断歩道を歩行中、被告が運転する乗用車にはねられ意識不明の重体となった。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金18,155,698円の支払いを求める訴えを提起したものである。

なお、被害者の治療は継続中で、医療給付費は増え続けているため、訴えの変更申立を行い、請求額を24,406,682円とした。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、請求額の全額24,406,682円を支払う条件で和解する。
- (2) 被告は、原告に対し、原告指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。ただし、平成29年7月分以降の医療給付費に係る損害賠償の請求については、原被告間で別途協議するものとする。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解したものである。